

建設省東住指発第334号

認 定 書

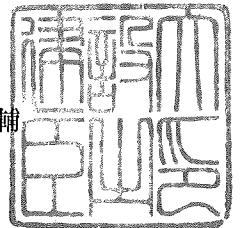
東京都港区新橋5-33-11
日本ヒューム管株式会社
代表取締役社長 溝部 博

さきに申請のあった下記構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、昭和63年5月31日付け建設省東住指発第182号による認定は、廃止する。

平成 2年 7月 24日

建設大臣 綿貫民輔

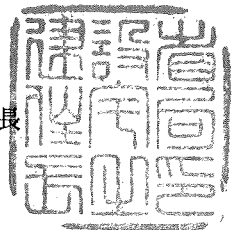


建設省東住指発第334号-2

平成 2年 7月 24日

日本ヒューム管株式会社
代表取締役社長 溝部 博 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について
(日本ヒューム管(備)施工によるニーディング工法, STニーディング工法)

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。

記

1. 工法の名称 セキサンニーディング工法
(埋込み杭セメントミルク根固め拡底工法)

2. 工法の概要 本工法は、特殊なロッド及びオーガーを用い地盤を掘削し既製杭を建込む埋込み杭工法の一つである。
掘削においては、ロッドに取付けられたドラムにより掘削土は孔壁に練付けられ、更に支持地盤に到達後オーガーヘッドが拡大掘削し、セメントミルクを噴出して、杭先端地盤に拡大球根を造成する。
そして、既製杭を建込み、拡大球根部に杭を定着し、杭と支持層の一体化を図り支持力を発現させる工法である。
尚、使用する杭が先端部を拡径とした変断面を有しない場合（ニーディング工法と称す）は、掘削径を杭径+3cmで掘削し杭周辺固定液を充填するものと、杭径とほぼ同径で掘削し杭周辺固定液を用いないものの2通りがあり、変断面を有する場合（STニーディング工法と称す）は、杭周辺固定液を使用する。

3. 工事施工者の所在地及び名称 東京都港区新橋5丁目33番11号
日本ヒューム管株式会社
代表取締役社長 溝部 博

4. 工事管理者の所在地及び名称 同 上